

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	相続による温泉の利用の許可の承継承認
概 要	温泉法では、国民共有の貴重な財産である温泉の保護及び適正な利用を目的として、一般には利用を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた者が死亡し、相続人がその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	温泉法 （昭和23年7月10日法律 第125号） 第17条
審査基準	1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 申請者の戸籍謄本（全部事項証明書） (2) 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本（全部事項証明書） (3) 相続人が2人以上の場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 (4) 地位承継資格の確認書 (5) 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 (6) その他市長が必要と認める書類 2 承継資格確認書の同意を要する相続人全員の同意を得ていること。
標準処理期間	21日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006095.html
備 考	